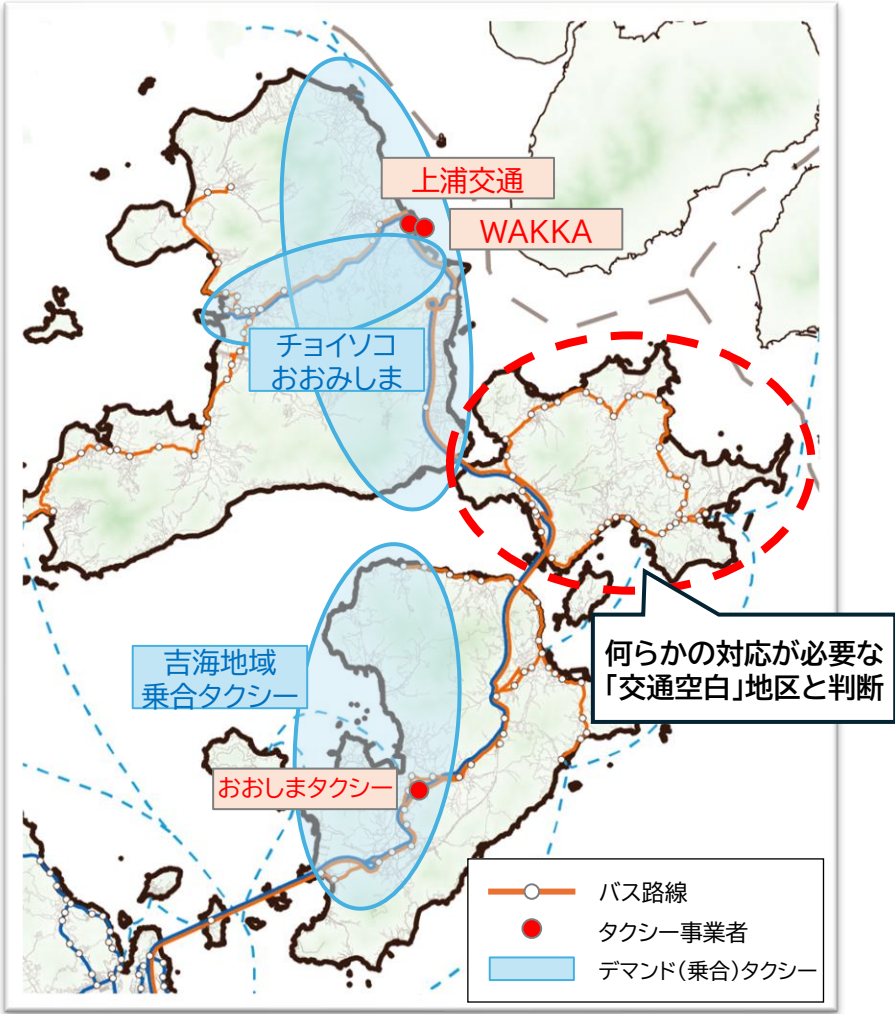


伯方島公共ライドシェア実証運行について

1 伯方地域の交通にかかる現状

- 人口減少と高齢化が進んでおり、高齢化率は40%以上
- 島内循環バス路線は運行しているものの、伯方島は島しょ部(大島・伯方島・大三島)で唯一、島内にタクシー事業者がない(恒常的に配車に時間がかかる)。
- 国の「交通空白」現況調査において、「何らかの対応が必要」な「交通空白」地区と判断
- 自家用車以外の交通手段の利用割合も少ない。
(伯方地域居住者が普段利用している交通手段(複数回答))
自動車(自身で運転)が84%に対し、バスは14%(令和6年度今治市市民アンケート調査)
- 通院や日常生活用品等の買い物に困ったり不安に感じている方や、将来の移動に不安を感じている住民は多く、高齢者をはじめとした住民の移動手段の確保と生活利便性の向上が課題



2 公共ライドシェア実証運行に至った背景

- 国としても、伯方地域における交通空白の解消に向けて、本取組を強力に推進・支援したい意向
- 今治市としても、市長2期目の公約にも『「**市民の足を空白にしない**」公共交通ネットワーク再構築で「**脱・衰退**」』を掲げているところ、交通空白解消のため、本実証を踏まえて、伯方地域の実情に合った最適な公共交通の形の検討・導入を進めたい。

3 公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)の必要性について

- 瀬戸内海交通株が運行する伯方循環線については、運転手不足や利用者減少等の厳しい状況の中、路線維持に努めてきたところ
- 島しょ部3島を営業区域とするタクシー事業者は3者あるが、唯一伯方島にはタクシー事業者がない。
- このような状況の中、運転手不足解消と伯方地域住民の移動手段の確保と生活利便性向上の両立を図ることを目的に、伯方地域で一般ドライバーが自家用車を使用して有償で旅客を運送する公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)の実証実験を実施するもの

(参考)運転免許保有・返納者数

		伯方署管内 (割合)		今治署管内 (割合)	
全年齢	人口	15,245		131,247	
	全免許保有者数	10,561	69.3%	91,650	69.8%
	免許返納者 (H30～R6年度までの累計)	663	4.3%	4,387	3.3%
65歳以上	人口	7,406	48.6%	45,361	34.6%
	高齢運転免許保有者数	4,992	67.4%	29,510	65.1%
75歳以上	人口	4,670	30.6%	27,510	21.0%
	高齢運転免許保有者数	2,506	53.7%	13,798	50.2%

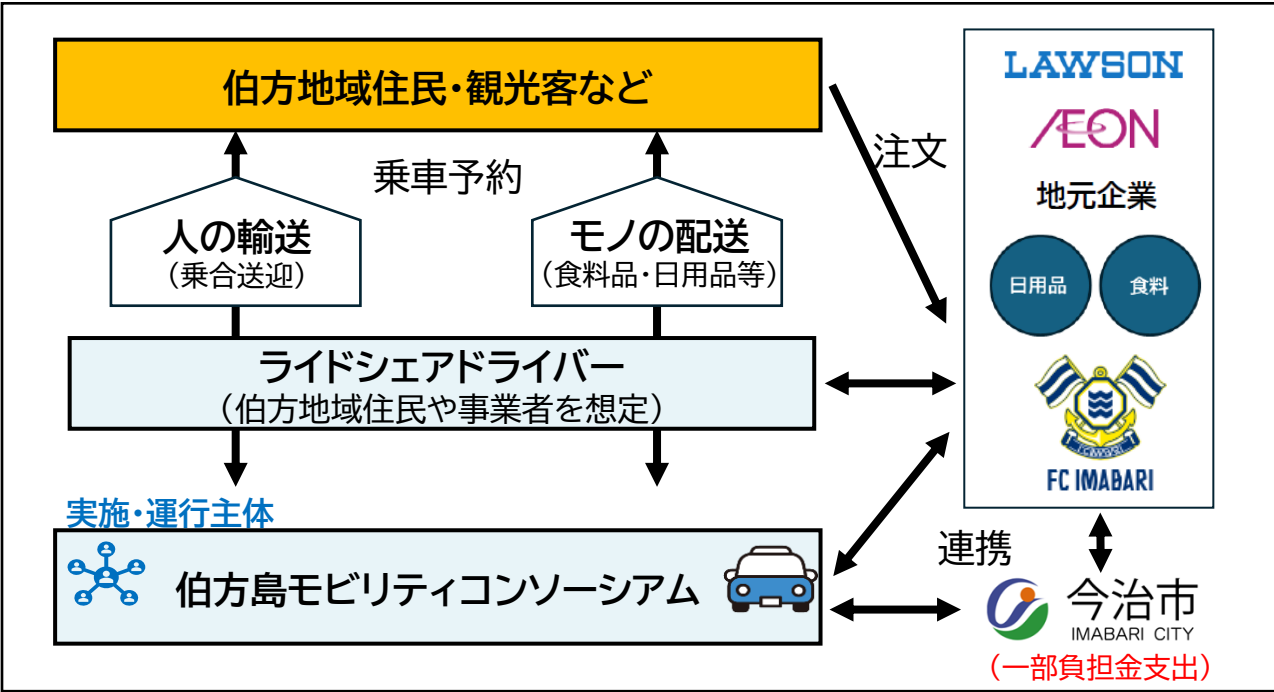
今治市人口統計、愛媛県警察資料より作成
(令和7年5月末現在、免許返納者数はH30～R6年度の返納者数の累計)

4 伯方島公共ライドシェア実証運行の概要

(1) 事業概要

実証内容	事業者との連携による「公共ライドシェア」＋「貨客混載」 運行	
実施地域	今治市伯方町（利用者：伯方地域住民・観光客等の来訪者）	
実施主体	伯方島モビリティコンソーシアム （構成団体）Community Mobility株式会社(代表団体)、今治市、株式会社ローソン、 株式会社今治.夢スポーツ(FC今治)、イオンモール株式会社・イオンモール今治新都市	
運行形態	道路運送法第78条2号・3号に基づく公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)及び貨客混載 ドライバー： 国土交通大臣認定講習受講済の第1種運転免許保有者(伯方地域居住者から募集) 運送車両： ドライバー所有の自家用車(白ナンバー)	
事業費	83,610千円	財 源：令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(共創モデル実証運行事業) 補助率：2／3

(2) 事業スキーム



(市の役割)

- 伯方地域住民及び事業者への説明・周知等の協力
- 関係交通事業者との調整

(3) 令和7年度実証スケジュール(予定)

令和7年7月	国交省補助金交付決定
令和7年9月下旬 ～10月初旬	地域公共交通活性化協議会 (自家用有償旅客運送の登録にかかる協議)
令和7年10月頃	道路運送法第78条登録(及び許可)申請
令和7年7～11月	運行計画作成・システム構築 ドライバー募集・講習 住民説明・プロモーション 等
令和7年11月 ～令和8年1月	実証運行
令和8年2月～	検証

- 今後、令和7年11月の実証運行開始(予定)に向けて、運行内容等について検討を進める。

(4) 事業費内訳

①初期経費

サービス設計・運行計画作成費	17,669千円
システム設計構築費(ドライバーズバンク)	6,500千円
公共ライドシェア導入運営費(貨客混載運営費)	17,508千円
コールセンター初期導入設計費用	4,500千円
マーケティング費	4,559千円

(小計) 50,736千円

②旅費交通費・分析費

出張・交通費	3,203千円
調査分析費	5,000千円

(小計) 8,203千円

③ランニング経費

コールセンター(貨客混載)	5,549千円
コールセンター(公共ライドシェア)	1,650千円
システム運営費	2,500千円
車両運行費(ドライバー管理)	9,409千円
車両運行費(管理体制構築費)	5,563千円

(小計) 24,671千円

(合計) 83,610千円

5 令和7年9月補正予算要求額

伯方島公共ライドシェア実証運行事業負担金 4,000千円

伯方地域において市内事業者等との連携による「公共ライドシェア」及び「貨客混載」の実証運行を行うため、事業実施主体として設立された「伯方島モビリティコンソーシアム」に対し、実証運行に要する経費の一部を負担しようとするもの

(参考) 公共ライドシェア (自家用有償旅客運送) ・ 貨客混載について

公共ライドシェア

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送(道路運送法第78条第2号)を公共ライドシェアと呼んでいます。

運送の種別	◆交通空白地有償運送 ➤ <u>伯方島公共ライドシェアの運送種別</u> ◆福祉有償運送
利用者	<交通空白地> 地域住民・観光客等の来訪者 <福祉> 介護を必要とする者
提供体制	運送主体: 市町村、NPO法人、営利目的でない団体等 使用車両: 自家用車(白ナンバー) ドライバー: 第一種運転免許保有者(大臣認定講習受講者) ※第二種免許保有者も可
運送の対価	法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている
登録要件	(道路運送法第79条の2に基づく登録の申請) ①安全体制を確保すること(運行管理・整備管理の責任者の選任等) ②地域の関係者(※)において協議が整うこと (※)地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等

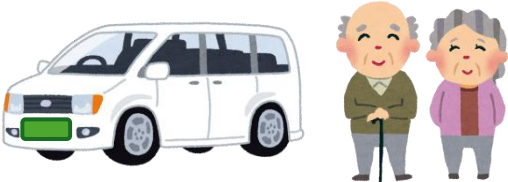


貨客混載

【タクシー・バス】



【トラック】



旅客運送事業者のバスやタクシーでも(貨物自動車運送事業の許可を受けて)貨物を、
または
貨物輸送事業者のトラックでも(旅客自動車運送事業の許可を受けて)人を、
輸送することを可能にするもの

【自家用有償旅客運送者】



自家用旅客運送事業者が自家用自動車で少量貨物(350kg未満の荷物)を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得)

➤ 伯方島公共ライドシェア(貨客混載)の運送種別